(

告

示

平成二十七年 (水曜日)

第四千三十号

県内WAN通信機器等賃貸借契約に係る一般競争入札..... 右 右 右 保安林の指定解除予定...... 右 建設業者の許可の取消し...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示..... 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要...... 大規模小売店舗の変更の届出. 保安林の指定予定...... 公 告 目 公安委員会 同 同 同 告 示 次 (会 (会計管理課) ... (商工政策課) ... 林 県上 県西 民地 民地 計 同 同同 同 同 同 同 政 課 : 課) 局域 局域 ... : : : : : : 끄디 껃 六 Ħ. Ħ.

青森県告示第五百八十一号

ので、 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成二十七年八月五日

保安林予定森林の所在場所

十和田市大字奥瀬字北向一七五の一 (次の図に示す部分に限る。)

青森県知事

Ξ

村

申

吾

_ 保安林指定の目的

水源の涵養

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐に係る伐採種は、定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

(___) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

3

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第五百八十二号

十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、 森林法 (昭和二

平成二十七年八月五日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

||五六の||から||五六の||九まで、二六||の||、二六||の五、二六||の||〇から|| 十和田市西十三番町五五の一、大字三本木字下平二五五の一から二五五の五まで、

解除予定保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的 四まで、一八六の七、一八六の九、一八六の一〇、一九六の一 六一の一五、字一本木沢一八五の一から一八五の六まで、一八六の一から一八六の

風害の防備

 \equiv 保安林を解除しようとする理由 指定理由の消滅

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十七年八月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

青

三戸ショッピングセンター

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

	変更無し	代表取締役 川村暢朗 クラー・ 変株式会社サンデー クラー・
妄平 成 季 六	代表取締役 内田和明二五 州田県秋田市土崎港北一丁目六のマックスバリュ東北株式会社	代表取締役 宮地邦明 代二五 (代表収) 大田県秋田市土崎港北一丁目六の (大) マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ東北
年変月 日更	变更後	変更前

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役(川村暢朗)八戸市根城六丁目二二の一〇株式会社サンデー	代表取締役(宮地邦明)二五(秋田県秋田市土崎港北一丁目六のマックスバリュ東北株式会社)	変更前
変更無し	代表取締役の田和明代表取締役の田土山田・大田県秋田市土崎港北一丁目六のマックスバリュ東北株式会社	変更後
	亖平 ♣ 成 六	年変 月 日更

兀 届出年月日

平成二十七年七月十七日

五 届出書の縦覧

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

平成二十七年八月五日から同年十二月五日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十七年十二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 同条第三項において準用する同法第五条第三

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規

大規模小売店舗の変更の届出

平成二十七年八月五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

六

大規模小売店舗の名称及び所在地

三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外 三戸ショッピングセンター

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 内田和明

株式会社サンデー

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 川村暢朗

変更しようとする事項

 \equiv

	で前七時から午後九時さばき施設2	ま午荷	26午後九時 記設 Z	まで 七時か かん		
	で前七時から午後九時さばき施設Y	ま午荷	?ら午後九時	まで 午前七時か か	間でうは 帯きこき るとを 時が行	るに営設 事関方の 項す法運
듷平 • 成 ≅	で前六時から午後八時でがいるがある。	ま午荷	?ら午後九時	まで 午前さばき か施	い施荷 て設さ 荷にば すさおき	の売規
年変 月 日更	変更後		更前	変	分	X

届出年月日

兀

平成二十七年七月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

期間

2

平成二十七年八月五日から同年十二月五日まで

3

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

提出期限

平成二十七年十二月五日

提出先

2

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十七年八月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ東青森店・キクヤメガネ県病通店

青森市東造道三丁目ニーの一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏

1 名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

2

和田正浩

代表取締役

秦勝重

県 青 森 報 平成27年8月5日 水曜日 第4030号 Ξ 兀 \equiv た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 3 2 1 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ 意見の概要 意見の概要 代表取締役 むつ市小川町二丁目四の八 前田商事株式会社 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成二十七年八月五日 意見書の縦覧 県の意見なし 青森市大字新城字平岡一七四の一外 (仮称) マエダストア新城店 場所 期間 午前八時三十分から午後五時十五分まで 平成二十七年八月五日から同年九月五日まで 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所 青森市東造道三丁目五の ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要 前田知世 青森県知事 \equiv 村 申

> 兀 意見書の縦覧 県の意見なし

2

期間 青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

平成二十七年八月五日から同年九月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

平成二十七年八月五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地 むつ市柳町三丁目二四 むつ柳町複合商業施設 の 外

| 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社ユニバース

吾

NTTファイナンス株式会社

代表取締役 三浦紘一

八戸市大字長苗代字前田八三の一

東京都港区芝浦一丁目二の一

2

代表取締役 前田幸一

3 株式会社タムラ

むつ市小川町二丁目五の二六

代表取締役 田村博文

Ξ 意見の概要

県の意見なし

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

兀 意見書の縦覧

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2

平成二十七年八月五日から同年九月五日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 むつ市役所にあっては、その執務時間内とする。

平成二十七年八月五日

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により述べ

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸市下長四丁目一の一 ユニバー ス下長店

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘

Ξ 意見の概要

県の意見なし

意見書の縦覧

兀 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年八月五日から同年九月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十七年八月五日

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

物品等の名称及び数量

水槽付消防ポンプ自動車 (型

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

Ξ 契約の方法

般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

平成二十七年七月十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

有限会社丸栄消機

青森市栄町一丁目一二の一

六 契約金額

四千二百七十六万八千円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した かつ、予定価格の制限の範囲内で、 最低の価格をもって有効な入札を行った

者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年六月五日

吾

青森県知事 Ξ 村 申

五

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年八月五日

青森県知事 三 村 申

吾

- 商号又は名称 株式会社泰和建設
- 一 代表者の氏名 長利 富士子
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野一八〇の四
- 許可番号 青森県知事許可 (般 二三) 第六三四四号

兀

取消年月日 平成二十七年七月二日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

県

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成二十七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

青

森

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 商号又は名称 株式会社泰和建設
- 一 代表者の氏名 長利 富士子
- 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野一八〇の四
- 許可番号 青森県知事許可 (特 二三) 第六三四四号

兀

- 五 取消年月日 平成二十七年七月二日
- (取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロツク、鋼構造物、

鉄

筋

は装、

しゆんせつ、板金、ガラス、塗装、

防水、

内装、熱絶縁、

建具、

水道施

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成二十七年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十七年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 商号又は名称 株式会社千葉春
- 二 代表者の氏名 千葉 拓平
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附五八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可 (般 二四) 第五〇〇五一四号
- 五 取消年月日 平成二十七年六月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、鋼構造物、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。平成二十七年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

安委員会

公

県内WAN通信機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十)

平成二十七年八月五日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 一般競争入札に付する事項

とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。 次に掲げる物件の賃貸借期間における構築、設置、設定、保守等を含む賃貸借料

県内WAN通信機器等 一式

一賃貸借期間

除することがある。) に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解す成二十八年一月一日から平成三十二年十二月三十一日まで (ただし、この契約

三 設置場所等

人札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

ソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係る資格)の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加

排除要請が継続している者でないこと。 これに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは

体制が整備されていることを証明した者であること。 ち 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

により、審査を受けなければならない。いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)1.入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ

2 提出時期等

(

れに応じなければならない。の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、この内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、こ月三十一日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書(入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十七年八

○○の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

入札書の提出場所等

1

青森市新町二丁目三の一人札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七 七二三 四二一

2 入札書の提出期限

平成二十七年九月十五日 午前十時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青絑県警察本部 会計課会議室

平成二十七年九月十五日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

八 契約保証金に関する事項

号の規定により免除とする。

五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部賃貸借期間中初年度の契約金額 (翌年度以降は各年度ごとの契約金額) の百分の

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約

九 契約書の取り交わし時期 落札決定の日から七日以内 しないこととなるおそれがないと認められるとき。

+予定価格の制限の範囲内で、 落札者の決定方法

+ とする。 その他 契約手続において使用する言語及び通貨 最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者

2

入札の無効

日本語及び日本国通貨

ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入 総額のうち三か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税 入札書の記載方法 Ϊ́ξ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、 無効とする。 入札説明書により義務付

4

することとする。

青

とする。 得た額 金額) とし、 除して得た額 から平成三十一年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で 落札価格をもって平成二十七年度の契約金額とする。 ただし、平成二十八年度 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 平成三十二年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して (当該金額に一円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた金額 その端数を切り捨てた

UMMARY

 \mathbf{Z} ಬ n t ρ Ф н Ф Ф а d Д ⊏ ntity 0 t h Ф ď н 0 d u c

0

а S Ф

> Ξ E 1 e softwar ctronic Compute Н hardw Ф а Ħ

0 S produ x p l a n a t i o n pecificatio c t s ₹ 7 i 1 1 Ъ а Ф n Д referre Д П а Ħ V t o 0 ы 0

2 一 1 m e l imit Ξ. f o r S tend er 15,

10:30

Þ

e p t e m b

0

Ф

 ω Со Ħ t point f o ч t h е o n

S C фþ Sectio

Financ е Division

Aomori Prefectural Police

HΩ

2 Shinmachi

Aomori City, Aomori

0 3

0 |

0 8

TEL 0 1 ~1 ~1 23 -4211

番 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行